

## 子ども・子育て支援新制度において札幌市が条例で定める各基準について

子ども・子育て支援新制度において、札幌市が条例で定める基準については、国が示す基準を基本としながらも、保育の質を確保するために必要の事項を上乗せするなど、子ども・子育て会議において議論いただいた内容で、平成 26 年第 3 回市議会に関連する条例案を提出し可決されました。

なお、条例では一部の基準に下記のとおり経過措置を設けましたのでご報告いたします。

### 記

#### 1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

##### (1) 経過措置の内容

専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上でなければならないと本則に規定していますが、改正条例の施行前から放課後児童クラブを行っていた施設は、当分の間（施設の増築、改築又は移転までの間）は、当該基準を適用しないものと規定した。

##### (2) 経過措置の理由

児童 1 人当たりの確保すべき面積を定めることにより、放課後児童クラブを利用できる最大の人数が決まることから、現在の利用者が制限されることがないように、また待機児童が発生しないよう配慮する必要があるため。